

公平委員会の開催について

市川市公平委員会規程第5条の規定に基づき公平委員会を開催するので、つぎのとおり告示する。

令和8年7月13日

市川市公平委員会委員長 山 本 徹

記

1 日 時 令和8年7月27日（月）午前10時00分

2 場 所 市川市役所第1庁舎5階「会議室5」

3 会議に付すべき事件

（1） 職員団体登録事項の変更について（市川市職員組合）

（2） 職員団体登録事項の変更について（市川市会計年度任用職員労働組合）